

## 「ワンコインではじめよう！花ある暮らし」業務委託に係る企画提案公募実施要領（案）

この「企画提案公募実施要領」（以下、「実施要領」という。）は、福岡県（以下、「県」という。）が実施する「ワンコインではじめよう！花ある暮らし」業務委託に係る受託候補者の選定に関して、企画提案に参加しようとする者（以下、「提案事業者」という。）が熟知し、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

### 1 事業の目的

近年、花の購入率が減少しており、特に若い世代で顕著。規格外品等を活用した安価な花束「ワンコインブーケ」を商品化することで、若い世代が気軽に花を買い、親しむ機会を創出する。

### 2 実施主体

福岡県農林水産部園芸振興課花き係

### 3 委託事業の概要

(1) 委託業務の名称

「ワンコインではじめよう！花ある暮らし」業務

(2) 業務内容

別添「ワンコインではじめよう！花ある暮らし」業務委託公募仕様書（以下、「業務委託公募仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月20日まで

(4) 予算額

9,130,345円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 4 委託料の支払時期

委託料の支払いは、原則として委託業務終了後の精算払いとする。

### 5 企画提案事業者参加資格

(1) 福岡県内に事業所（本社又は支社等）を有していること。

(2) 委託業務に係るノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

(3) 地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般入札の参加者の資格）が規定する入札に参加できない者に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく再生手続き

開始の申し立てがなされていない者であること。

- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成26年2月17日25総セ第22850号総務部長依命通知）に基づく指名停止期間中でない者。
- (6) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

## 6 失格

次の各号に該当する者は失格とし、応募を無効とする。

- (1) 5の参加資格に定めた要件が備わっていないとき
- (2) 提出のあった提案書などが様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (5) その他、不正な行為があったとき。

## 7 公募スケジュール（予定を含む）

- |                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| (1) 公募開始               | 7月4日（金）                   |
| (2) 公募説明会の申込締切         | 7月9日（水）                   |
| (3) 公募説明会              | 7月11日（金）14時～              |
| (4) 企画提案応募書の提出締切       | 7月16日（水）16時まで             |
| (5) 企画提案書類の提出締切        | 7月25日（金）15時必着             |
| (6) 一次審査（書類審査）<br>合否通知 | 6者以上応募の場合のみ<br>7月30日（水）予定 |
| (7) 最終審査（プレゼンテーション審査）  | 8月1日（金）9時30分～             |
| (8) 委託候補者決定通知          | 8月8日（金）予定                 |
| (9) 契約の締結              | 8月中旬 予定                   |

## 8 公募説明会

- (1) 実施日 令和7年7月11日（金）14時～
- (2) 実施方法 オンライン（Webex）

※説明会への参加は、提案要件とはしないが、できるだけ参加すること。

※説明会への参加を希望される方は、参加申込書（様式第1号）を7月9日（水）までに、メールにより、福岡県農林水産部園芸振興課花き係 中村宛（[nakamura-r7697@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:nakamura-r7697@pref.fukuoka.lg.jp)）に送付してください。送付いただいたアドレスに説明会

参加のための ID 等を通知します。

## 9 企画提案応募書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和7年7月16日(水)16時まで
- (2) 提出物 企画提案応募書(様式第2号)

## 10 企画提案書の作成方法

提案対象となる業務内容について、下記(1)～(4)の事項を必ず記載すること。

- (1) 提案事業者の概要【必須】
  - ・提案事業者の組織体制、経営状況、事業内容等
  - ・業務を受注するにあたってのセールスポイント
  - ・当該事業に類似した国又は地方公共団体等の受注業務実績
- (2) 業務の運営体制【必須】
  - ・業務全体の運営管理、業務実施体制
  - 各スタッフの担当業務のほか、業務進捗管理を行う責任者、県との連絡窓口担当者等の運営体制を明記すること。
- (3) 業務内容の詳細【必須】
  - ・「業務委託公募仕様書」の項目に対する具体的な企画案
- (4) 所要経費【必須】
  - ・「業務委託公募仕様書」に基づく業務全体の費用及び積算の内訳(消費税及び地方消費税の額を明示)
  - ・契約金額については、提出された提案書の評価を行い、業務委託候補者を選定した後、候補者に対し、改めて見積書の提出を依頼し決定する。
- (5) 企画提案書の様式
  - ・A4片面印刷で作成。図表などを含めて10ページ以内(表紙を除く)とし、ページ番号を振る。
  - ・内容は、SNSを使っていない人にも分かりやすく簡潔かつ明瞭に記載。
  - ・文字の大きさは11ポイント以上(表題、図表は除く)。
  - ・表紙には、業務の名称、提出年月日、会社名(団体名)を記載。
- (6) 提出部数
  - ・10部(正本1部、副本9部)ただし、副本は複写可。
- (7) その他
  - ・提出された企画提案書などは、委託先の選定のみ使用する。
  - ・提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については、提案事業者の負担とする。
  - ・実施要領に示した公募参加の資格を有しない者又は手続きを遵守しない者、

提出書類に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

- ・提出された企画提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

### 1.1 企画提案書類の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和7年7月25日(金) 15時必着
- (2) 提出物 企画提案書
- (3) 提出部数 10部(正本1部、副本9部)ただし、副本は複写可。

### 1.2 企画提案書提出後の応募辞退について

企画提案書の提出後に、諸般の事情により応募を辞退する場合は、応募参加辞退届(様式第3号)を提出するとともに、県へ必ず連絡を行うこと。

### 1.3 委託先の選定

県農林水産部に設置する「ワンコインではじめよう!花ある暮らし」業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、企画提案書を総合的に審査し、最も優秀な提案事業者を1者選定する。

提案事業者は審査に先立ち、選定委員会に対してプレゼンテーションを行う。

#### (1) 書類審査(一次審査)について

- ・提案事業者が6者以上の場合、提出された企画提案書の書類審査を行い、プレゼンテーションに参加する5者を決定する。
- ・一次審査の結果は、全ての提案事業者に7月30日(水)までに電話連絡で伝えるとともに、後日、文書で通知する。
- ・審査の経緯、順位、得点などは公表せず、審査結果に対する異議申立は受け付けない。

#### (2) プレゼンテーション(選定委員会)について

- ・日時:令和7年8月1日(金)9時30分開始(予定)
- ・場所:福岡県庁地下1階 農林水産部会議室
- ・1者20分程度(説明15分、質疑応答5分予定)
- ・プレゼンテーションは、企画提案書を基に実施する。

※詳細なタイムスケジュールは、プレゼンテーションに参加する提案者に7月31日(木)までに改めて連絡する。

- ・選定結果通知:令和7年8月8日(金)予定

### (3) 選考結果

結果は、すべての提案事業者に文書で通知する。また、審査の経緯、順位、得点等は公表せず、審査結果に対する異議申立は受け付けない。

### (4) 主な審査項目

- ①事業実施に必要な組織体制が整っているか。
  - ②事業の意図を理解し、企画が具体的かつ実現性の高い内容となっているか。
  - ③独自提案分含め、若い世代における花の購入機会の増加につながり、十分な成果が得られる内容となっているか。
  - ④法令順守の徹底ができるか。提案内容に対し、適切な経費となっているか。
- ※審査については非公開とする。

## 14 契約締結

- ・選定委員会で選定された事業者を委託事業候補者として、契約協議を行う。なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とする。
  - ・委託業務内容は、提案事業者が提出した企画提案書をベースとするが、契約協議の過程で、県が内容の修正を求めることがある。
  - ・委託契約の締結にあたっては、提案内容を基に両者協議の上、最終的な仕様を決定する。
  - ・協議は、委託事業候補者としての順位の上位の候補者から行い、合意に至らない場合は、次順位の委託先候補者と協議を行うものとする。
  - ・委託契約の締結にあたっては、福岡県財務規則第169条を採用して「当初委託契約額（消費税込）の100分の10以上の金額を契約保証金として県へ納めることとする。
- なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。
- また、地方自治体を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり過去2年以内に地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これをすべて誠実に履行した場合等は、契約保証金が減免される場合がある。
- ・契約にあたっては、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。契約締結後に、受託者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

## 15 問い合わせ・提出先

福岡県庁 行政南棟5階

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県農林水産部園芸振興課花き係 中村

TEL: 092-643-3574

FAX: 092-643-3490

MAIL: [nakamura-r7697@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:nakamura-r7697@pref.fukuoka.lg.jp)